

法 人 名	※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	管 理 番 号	申告区分
			区分		
		法 人 番 号			
		事 業 度	令 和 年 令 和 年	月 月	日 から 日 まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人							
資本金等の額 別表5の2下表3②又は③若しくは④	①	兆 千億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数				
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②		期末の総従業者数				
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 稅 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人							
月数按分後の資本金等の額 別表5の2④	⑤	兆 千億 百万 千 円	特定内国法人				
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額に占める割合 国内の事業に帰属する付加価値額の別合 (別表5の2の2④-同一表⑩) / 同表⑤	⑬		%	
差引 ⑤-⑥	⑦		非課税事業を併せて行う法人				
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑫)	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭		人	
再差引 ⑦-⑧	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮		人	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑪/⑯	⑩						
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪						
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫						

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係					
資本金等の額 別表5の2下表3②	⑯	兆 千億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1②					兆 千億 百万 千 円			
法第72条の21第1項第1号に係る加算 ⑰			法附則第9条第1項に係る額 ②×2 ⑯								
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 ⑯+⑰-⑯	⑯+⑰-⑯		法附則第9条第4項から第7項関係								
仮計 ⑯+⑰-⑯	⑯+⑰-⑯		月数按分後の資本金等の額 別表5の2④又は (⑨-⑩)					兆 千億 百万 千 円			
資本金の額 別表5の2下表1②	⑯+⑰-⑯		課税標準の特例に係る控除割合 ⑯+⑰-⑯								
資本準備金の額 ⑯+⑰-⑯	⑯+⑰-⑯		未取金の帳簿額 ⑯+⑰-⑯								
仮計 ⑯+⑰-⑯	⑯+⑰-⑯		総資産額 ⑯+⑰-⑯								
⑯と⑯のいずれか大きい額 ⑯+⑰-⑯	⑯+⑰-⑯		課税標準の特例に係る控除額 ⑯+⑰-⑯又は (⑯+⑰-⑯)×⑯					兆 千億 百万 千 円			

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2④	⑳	兆 千億 百万 千 円	外 国 に お け る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 期 末 の 従 業 者 数 ⑳		人
外 国 の 事 業 に 係 る 控 除 額 ⑳×⑳/⑳	㉑		期 末 の 総 従 業 者 数 ㉑		人
差引 ⑳-㉑	㉒		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉒/㉒	㉓		国 内 に お け る 非 課 稅 事 業 又 は 収 入 金 額 課 稅 事 業 に 係 る 期 末 の 従 業 者 数 ㉓		人
控除額計 ㉒+㉓	㉔		国 内 に お け る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 期 末 の 従 業 者 数 ㉔		人